

公益財団法人東京都体育協会 理事長 様
公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 理事長 様
一般社団法人東京都レクリエーション協会 会長 様

東京都オリンピック・パラリンピック準備局
スポーツ推進部長 鈴木 研二
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置等に伴う各種事業の取扱について（通知）

平素より、東京都のスポーツ振興事業への御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染再拡大防止に伴う貴団体と共催等により実施する下記の各事業の取扱については、令和3年4月9日付、2才推事第48号により通知しているところです。

このたび、国から発出された緊急事態宣言等を踏まえ、都は人流の抑制を最優先とした「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」を令和3年4月25日から実施いたします。つきましては、緊急事態措置期間である令和3年4月25日から令和3年5月11日までに予定されている下記の各事業につきましては、本措置を踏まえ、延期または中止とすることといたしました。

5月12日以降の対応につきましては、改めてお知らせいたします。

大変恐縮ではございますが、ご理解・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

記

1 対象事業

(1) 事業対象期間が通年（令和3年4月1日から令和4年3月31日）の事業

- ア シニアスポーツ振興事業
- イ ジュニア育成地域推進事業
- ウ 競技力向上事業
- エ トップアスリート発掘・育成事業
- オ スポーツ・インテグリティ推進事業
- カ テクニカルサポート事業
- キ アスリート・キャリアサポート事業
- ク 都民参加事業及びその他東京都広域スポーツセンター関係事業

(2) スポーツ大会等の事業（上記を除く）

- ア 都体協との共催事業
- イ 事業団との共催事業
- ウ 都レク協との共催事業

2 参考資料

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（令和3年4月23日発表）

※資料は入手次第、別途お送りします。

以 上